

令和2年3月26日

第98回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市立高等学校における生徒の
学習活動にかかる進路指導業務等
支援サービスの利用について

(教育委員会事務局)



神教委経第 4201 号
令和 2 年 3 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市教育委員
教育長 長田



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

神戸市立高等学校における生徒の学習活動にかかる
進路指導業務等支援サービスの利用について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課

神戸市立高等学校における
生徒の学習活動にかかる進路指導業務等支援サービスの利用について
(条例第 11 条 「電子計算機処理の制限」に関して)

1. Japan e-Portfolio

■生徒基本情報

- ・氏名
- ・学年
- ・組番
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・通学校
- ・電話番号
- ・メールアドレス

■ポートフォリオ

(生徒が学校教育等で身につけた主体的・対話的な学びの活動記録、探究活動の記録)

- ・授業、課題、定期考査、作品
- ・部活動 (日常活動、大会、コンクール等)
- ・生徒会活動、委員会活動
- ・文化祭、体育大会、修学旅行、校外学習、その他学校・学年行事・学級での取組み
- ・ボランティア、留学・海外経験、フィールドスタディ、研究室訪問、文化・芸術活動、スポーツ活動、その他学校以外の学習活動
- ・保持資格・検定
- ・表彰・顕彰記録

■提出先大学情報

- ・提出先大学
- ・入試区分

2. 進路指導業務等支援サービス

(※学習情報蓄積サービスから、進路指導業務等支援サービスへ名称変更)

※下線は追加または変更項目

■生徒基本情報

- ・氏名
- ・学年
- ・組番
- ・通学校
- ・メールアドレス
- ・生年月日
- ・性別

■ポートフォリオ

(生徒が学校教育等で身につけた主体的・対話的な学びの活動記録、探究活動の記録)

- ・授業、課題、定期考査、作品
- ・部活動（日常活動、大会、コンクール等）
- ・生徒会活動、委員会活動
- ・文化祭、体育大会、修学旅行、校外学習、その他学校・学年行事・学級での取り組み
- ・ボランティア、留学・海外経験、フィールドスタディ、研究室訪問、文化・芸術活動、スポーツ活動、その他学校以外の学習活動
- ・保持資格・検定
- ・表彰・顕彰記録
- ・学習記録（教科別学習時間・学習内容）
- ・模擬試験結果
- ・希望進路

※令和2年4～9月までは、周知の事実や万が一漏洩しても支障のない情報に限定

■Webテスト・ドリル

- ・取り組み状況
- ・解答の正誤

■学校からの一斉通知

- ・生徒の登下校に関する連絡
- ・学校行事や学年行事の予定・報告
- ・その他日々の学校状況に関する連絡

■生徒アンケート（記名）

- ・授業の理解度・到達度
- ・学校改善に資する事柄

■保護者アンケート（記名）

- ・学校改善に資する事柄

■保護者への連絡

- ・面談の日程調整などの簡易な連絡



神教委経第 4201 号-2
令和 2 年 3 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市教育委員会
教育長 長田 洋



諮 問

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

神戸市立高等学校における生徒の学習活動にかかる進路指導業務等支援サービスから
Japan e-Portfolio へのデータ連携に伴う電子計算機の結合について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

担当：教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課

神戸市立高等学校における生徒の学習活動にかかる進路指導業務等支援サービスから
Japan e-Portfolio へのデータ連携に伴う電子計算機の結合について
(条例第 12 条 「電子計算機の結合の制限」に関して)

1. 進路指導業務等支援サービスから Japan e-Portfolio への連携データ

■生徒基本情報

- ・氏名
- ・学年
- ・組番
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・通学校
- ・電話番号
- ・メールアドレス

■ポートフォリオ

(生徒が学校教育等で身につけた主体的・対話的な学びの活動記録、探究活動の記録)

- ・授業、課題、定期考査、作品
- ・部活動 (日常活動、大会、コンクール等)
- ・生徒会活動、委員会活動
- ・文化祭、体育大会、修学旅行、校外学習、その他学校・学年行事・学級での取組み
- ・ボランティア、留学・海外経験、フィールドスタディ、研究室訪問、文化・芸術活動、スポーツ活動、その他学校以外の学習活動
- ・保持資格・検定
- ・表彰・顕彰記録

神戸市立高等学校における
生徒の学習活動にかかる進路指導業務等支援サービスの利用について

1. 趣 旨

(1) 大学入学者選抜改革の実施

文部科学省において取組みが進められている高大接続改革の中では、「学力の3要素」(①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)を育成・評価することが重要とされており、当該改革の一環として大学入学者選抜改革が進められている。

この入学者選抜においては、この3要素のうち③「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」に関わる活動を評価することに関し、ポートフォリオと呼ばれる仕組みの活用が必須となりつつある。

ここでいうポートフォリオとは、学校の授業や行事、部活動などでの学びや自身の取得した資格・検定、学校以外の活動成果や学びを積み上げたもので、生徒は自身がどのような種類の学びに取り組んできたかを確認でき、今後どのような学び・成果につなげていくか活用していくものであり、それを電子化した「eポートフォリオ」として管理していくことが求められている。

平成29年度にはJapan e-Portfolioと呼ばれる高大接続サイトが開設され、生徒が自ら日々の活動を入力しeポートフォリオとして管理することが可能となり、大学入学者選抜試験の出願に際しては、既にJapan e-Portfolioからのデータ連携を必須とされるケースも生じている。

2. 諮問概要

(1) 進路指導業務等支援サービスへのデータ連携

前回の諮問時(平成30年12月27日)には平成31年4月以降のJapan e-portfolioの運営主体が決定しておらず、通信のセキュリティ実施状況等が未確定であったことから、進路指導業務等支援サービス(旧名称:学習情報蓄積サービス)からJapan e-Portfolioへのデータ連携は行わないこととしていた。

現時点では一般社団法人教育情報管理機構が運営を行っており、以下のことを踏まえると一定のセキュリティが確保されたものと考えられるため、生徒の利便性向上を図ることを目的として進路指導業務等支援サービスへのデータ連携を開始するものとする。

- ①当該機構は文部科学省が運営許可した団体であること
- ②Japan e-Portfolioへデータ連携するにあたっては当該機構が定めるセキュリティ対策の実施を要件としていること(諮問時点で連携可能なサービス:4サービス)

(2) 進路指導業務等支援サービス(氏名を用いる。※前回、乱数ID)

システムアクセス時の本人確認方法について、一定回数ログインに失敗した場合にアカウントをロックする機能を搭載し、よりセキュリティが向上したことから、前回諮問時は乱数IDを用いていたところ、この度、氏名を用いることとし、進路指導の効率化を図るためメールアドレス、生年月日、性別の情報も取り扱うこととした。

このことにより、Japan e-Portfolioとデータ連携を行った場合には、改めてのデータ入

力なしに、大学入学者選抜試験において必要となるポートフォリオを容易に連携することが可能となる（Japan e-Portfolio への重複入力が不要となる）。

但し、4月から活用する機能はドリルや Web テスト、生徒・保護者アンケート、学校からの通知など直ちに一般に公表することを前提としていないが、生徒がアクセスすることを想定している情報を取り扱うものに限定し、ポートフォリオについても周知の事実や万が一漏洩しても支障のない情報のみ入力することとする。また、模擬試験結果の参照は行わない。

これらについては、令和2年9月を目途に二段階認証を導入し、更なるセキュリティ対策の強化を行った後に必要な全ての情報の入力や模擬試験結果の参照を開始するものとする。

（3）日々の e ポートフォリオ入力・蓄積から大学出願までの流れ

生徒が日々入力した情報は民間ポートフォリオに蓄積され、Japan e-Portfolio に連携される。その後大学入学者選抜試験実施時には Japan e-Portfolio から大学へ連携されるほか、進路指導業務に活用するため校内で保持する。

将来的には、校内に保持したデータは成績等の情報と合わせ、電子調査書としても連携予定である。（今回の諮問対象外）

詳細は資料6 別図1のとおり。

（4）実際のデータの流れ

詳細は資料6 別図2のとおり。

3. 効果

（1）Japan e-Portfolio へのデータの蓄積について

大学入学者選抜試験の出願に際して、Japan e-Portfolio の利用を必須としている大学があり、当該大学の受験に当たっては、Japan e-Portfolio への生徒の学習活動に係るデータの蓄積が必要不可欠である。

（2）進路指導業務等支援サービスの利用について

- ①生徒が自身のポートフォリオを効率よく蓄積することができる（Japan e-Portfolio に連携する項目だけでなく進路指導に必要な情報をあわせて管理することができる）。
- ②Japan e-Portfolio とデータ連携を行った場合には、改めてのデータ入力なしに、大学入学者選抜試験において必要となるポートフォリオを容易に連携することが可能となる（Japan e-Portfolio への重複入力が不要となる）。
- ③教員は自身が受け持つ生徒情報について、低学年次のものからポートフォリオを容易に把握でき、進路指導に活用することができる。
- ④生徒は Web ドリルや Web テストを実施することで自主的に学力向上に取り組むことができる。
- ⑤アンケート機能及び学校からの通知の一斉発送機能の利用により、保護者への通知漏れを防ぐとともに、教員の事務負担を軽減し、校務の専念に資することができる。

4. 本諮問に係る電子計算機処理の対象者（令和元年5月時点）

（ア）対象者

市立高等学校の生徒

約6,100人

（イ）利用者

市立高等学校の生徒、教職員、保護者

約6,800人（生徒：約6,100人、教職員：約700人）及び保護者

5. 実施計画

令和2年4月～ 神戸市立高等学校 進路指導業務支援ツールの活用開始

9月～ 二段階認証の導入に伴うポートフォリオの本格入力開始

6. 個人情報の保護

教育委員会事務局にあつては「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティ対策基準」、学校園にあつては「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティ対策基準(学校園)」に基づき、厳格に対処する。

（1）システム上の保護

- ①生徒・保護者・教員のそれぞれについてアクセス権限の設定を行ったID・パスワードを発行し、証跡（ログ）管理を行う。
 - ・生徒（保護者）は自身のデータにのみアクセス可能
 - ・教員は自身が受け持つ生徒のデータに関し、学校園の特定端末からのみアクセス可能（進路指導業務等支援サービスのみ）
 - ・一定回数ログインに失敗した場合にアカウントをロックする。
- ②学校園と進路指導業務等支援サービス事業者のデータセンター間は、保護性の高い通信（SSL/TLS 接続）を行う。また、教員の端末はさらにIPアドレス制限を行うことで、外部からの不正アクセス行為を防止する。なお、令和2年9月からは、教員IDでのログイン時に二段階認証を実施して、さらなるセキュリティ向上を図る。
- ③教員の端末はセキュリティ対策ソフトを導入し、ウィルス等の感染を防止する。生徒・保護者の端末も同様の対応を行うよう周知する。
- ④教員の端末はWindows Updateによる更新を行い、脆弱性の修正プログラム等を適用してセキュリティ強化を行う。生徒・保護者の端末も同様の対応を行うよう周知する。
- ⑤教員については、ID及び安全性の高いパスワードを用いて個人認証を行った上で端末へログインし、さらにID及びパスワードを用いて該当サービスへログインする。
- ⑥データセンターへデータを保存することにより、災害発生時にもデータを保全することを可能とする。
- ⑦パスワードの桁数を8桁以上とする。

- ⑧進路指導業務サービスと Japan e-Portfolio はセキュリティ対策された通信を行う。
- ⑨二段階認証を導入（令和2年9月）するまでは、模擬試験結果を参照しない。

(2) 運用上の保護

- ①保存年限を経過したデータは速やかに復元できない形で消去する。
(Japan e-Portfolio 上のデータは最終ログインから5年間、進路指導業務等支援サービス上のデータは卒業後1年間保存され、以降はアクセス不可となる。)
- ②個人情報の適正な取扱いを確保するため、関係教職員に対して研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行い、生徒と保護者にも周知を行う。
- ③Japan e-Portfolio について、教員は学校外からシステムにアクセスしない。
- ④ポートフォリオに関し、二段階認証を導入（令和2年9月）するまでは、周知の事実及び万が一漏洩しても支障のない情報のみ入力を行う。

(3) 外部委託に係る情報の保護

本業務の外部委託については、個人情報の保護並びに情報セキュリティの遵守を定めた委託契約約款及び情報セキュリティ遵守特記事項に基づき、厳格に管理する。

【参考】

○市立高等学校における e ポートフォリオの必要性

市立高等学校においては、生徒の日々の出席状況・学業成績のほか、総合学習の記録、部活動・学校行事の記録、取得した資格や検定、海外経験の記録などを元に進路指導を実施してきたが、上記の大学入学者選抜改革に対応するため、今後は以下のとおりデータの蓄積を行う。

①Japan e-Portfolio へのデータの蓄積

生徒に関するこれらの記録については、今後は前述のとおり生徒自らが Japan e-Portfolio に必要な情報を入力し、e ポートフォリオとして蓄積していくこととなる。

②進路指導業務等支援サービス（旧学習情報蓄積サービス）の活用

Japan e-Portfolio は大学入学者選抜試験に活用することを主な目的として整備されており、入力する項目は全国で統一・一元化されている。一方で、学校現場では、学習時間の調査や希望進路、学習アンケートなど、そのまま大学側に連携する必要はないが、進路指導に活用する際に必要な情報を併せて管理していく必要がある。

そのため、Japan e-Portfolio に連携する項目だけでなく進路指導に必要な情報の蓄積や参照に関しより効率的に作業を行うことができ、さらに将来的に Japan e-Portfolio ヘデータ連携できる情報システムを利用することが、生徒・教員の双方のニーズとなっている。

この情報システムに関しては、事業者が提供する既存のサービス（以下、「進路指導業務等支援サービス」という。）が複数存在し、付加機能として

- ・日々の学習時間の記録
- ・生徒が学力や学習時間に合わせて自主的に取組める Web ドリルや理解度を把握するための Web テスト
- ・教員から生徒へのフィードバック機能
- ・教員が生徒や保護者と効率的にコミュニケーションを図るための機能等（アンケート・お知らせ・掲示板・メッセージ）

を有するものもある。ポートフォリオの蓄積と併せて、それらの機能を活用することにより、生徒の学力向上、効率的で総合的な進路指導の実施、教員・生徒・保護者間の意思疎通や連絡の一層の緊密化・円滑化を図るものとする。

○Japan e-Portfolio

- ①生徒は自身の日々の学習状況をはじめ、取得した資格・検定、生徒会やボランティア等の活動記録やそのエビデンスとなる証明書類等を Japan e-Portfolio に入力する。
- ②教員はその内容を確認し、必要に応じて修正を指示、または問題が無ければ承認行為を行う。この時、教員が直接修正を行うことはできない。
- ③適宜、生徒は Web サイトから自身の記録を振り返り、学びの成果を今後や将来にどのように活かしていきたいのかを検討する。
- ④上記①～③を繰り返し、データを蓄積していく。
- ⑤教員は蓄積されたデータを参照し、進路指導に活用する。
- ⑥蓄積されたデータは、出願先の大学を選択することで、各大学のインターネット出願システムから収集可能となる。
- ⑦それぞれの大学では、各校のポリシーに基づき評価の対象となる活動や成果を選択・評価を行い、学力検査や推薦書等とあわせて合格判定を行うなど、大学入学者選抜に

において活用される。

操作者ごとの権限一覧			自宅(生徒)	自宅(保護者)	自宅(教員)	学校(教員)	学校(生徒)
ポートフォリオ	自身のデータ	入力	○	×	アクセスしない	×	○
		参照	○	×		○	○
		承認	×	×		○	×
	他の生徒のデータ	入力	×	×		×	×
		参照	×	×		○	×
		承認	×	×		○	×

○進路指導業務等支援サービス

- ①生徒は自身の日々の学習状況をはじめ、取得した資格・検定、生徒会やボランティア等の活動記録をサービス提供事業者が運営する Web サイトから入力する。
- ②教員はその内容を確認し、必要に応じて修正を指示する。この時、教員が直接修正を行うことはできない。また、Japan e-Portfolio と違い、承認行為はない。
- ③適宜、生徒は Web サイトから自身の記録を振り返り、学びの成果を今後や将来にどのように活かしていきたいのかを検討する。
- ④上記①～③を繰り返し、データを蓄積していく。
- ⑤上記のほか、生徒は Web ドリルや Web テストを実施することで自主的に学力向上に取り組む。
- ⑥教員は蓄積されたデータを参照し、進路指導に活用する。
- ⑦生徒は蓄積したデータから項目を選択し、Japan e-Portfolio へデータを連携する。
- ⑧教員は定期的に Japan e-Portfolio 側で承認行為を行う。
- ⑨前項 Japan e-Portfolio ⑥以降と同じ。

操作者ごとの権限一覧			自宅(生徒)	自宅(保護者)	自宅(教員)	学校(教員)	学校(生徒)
ポートフォリオ	自身のデータ	入力	○	×	アクセス不可	×	○
		参照	○	△		○	○
		承認	×	×		△(*)	×
	他の生徒のデータ	入力	×	×		×	×
		参照	×	×		○	×
		承認	×	×		△(*)	×
Webテスト・ドリル	入力	○	×	○	○		
	参照	○	×	○	○		
学校からの通知	入力	×	×	○	×		
	参照	○	○	○	○		
アンケート	作成	×	×	○	×		
	回答	○	○	○	○		
	参照	○	○	○	○		

* Japan e-Portfolio 側で承認

○Japan e-Portfolioの運営許可

平成31年3月29日
文部科学省 高等教育局

「JAPAN e-Portfolio」運営許可に係る審査結果

○ 申請組織

組織名 : 「一般社団法人教育情報管理機構」(平成31年4月1日登記予定)

○ 運営許可要件の確認結果

・「許可(条件付き)」

当該組織は、平成31年4月1日に登記予定であるため、「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件、第3条2項「文部科学省と連絡及び調整等を行うことができる拠点を日本国内に常設していること。」が現時点で確認できていない。そのため、第3条2項を証明する証憑が確認できた時点で許可を行う。

・「取消要件」

下記の指摘事項に誠実に対応していただき、半年後に「JAPAN e-Portfolio」運営許可要件、第3条3項(2)「事業運営に必要な資力を有していること。」の確認を行い、条件を満たさない場合には「運営許可」を取り消す場合があることを前提として、「可」とする。

○ 指摘事項

運営許可から半年後に提出する「事業運営に必要な資力を有していること。」の証憑には、単価、数量など収入の内訳明細を示すこと。(例えば、研修会費、JeP登録料などについて)

○ 留意事項

「プライバシーマークの取得、又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001/ISMS)の適合性評価の認証など、個人情報に関するセキュリティ管理体制」の要件については、法人設立後に取得等の準備を進める必要がある。そのため、同事項の要件確認については、「JAPAN e-Portfolio 運営許可要件申請書」において取得準備のあることが確認できることに代えることとし、取得次第、証憑書類の提出を求めることとする。

以上